

令和6年川辺町議会第4回定例会

令和6年12月4日(水)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 (承認第11号) 専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》
日程第 5 (議案第39号) 町道の路線廃止及び認定について
日程第 6 (議案第40号) 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 7 (議案第41号) 川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 (議案第42号) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 9 (議案第43号) 令和6年度川辺町一般会計補正予算(第3号)
日程第10 (議案第44号) 令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第11 (議案第45号) 令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12 (議案第46号) 令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第13 (議案第47号) 令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第14 (発議第 2号) 川辺町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第15 (発議第 3号) 川辺町議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 櫻井 芳男	副議長 市原 敬夫	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	4 番 桜井 真茂
5 番 佐伯 雄幸	8 番 石原 利春	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
----	-------	-----	------

参 事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	横田 博生	住民課長	林 正和
健康福祉課長	井戸 陽子	産業環境課長	井戸 績
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(櫻井芳男君) 皆さん、おはようございます。

令和6年川辺町議会第4回定例会が招集され、ご案内を申しあげましたところ、8名全員のご出席をいただきまして、誠にご苦労さまです。定足数に達していますので、ただいまから、令和6年第4回川辺町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

開会にあたり、注意事項を申し上げます。

このところ、インフルエンザの感染者数が増えている状況であります。マスクの着用については、個々の判断といたしますが、自席で発言される場合は、飛沫を防止するために、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様のご協力をお願いいたします。

招集者の町長から挨拶がございます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年川辺町議会第4回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆さま方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なるご理解とご協力、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も残すところあと一月となり、大変慌ただしい時期となって参りました。

この1年を振り返ってみますと、元日にマグニチュード7.6を記録し、災害関連死を含め400人を超える多くの犠牲者や全壊家屋約6,500棟の被害をもたらした「能登半島地震」に始まり、8月には宮崎県日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、これに伴い南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合などに発令される「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が初めて発表されました。

また、この夏は世界規模で観測史上最高を更新する猛暑に見舞われ、国内でも各地で年間猛暑日数が過去最多を記録しました。さらに、9月には「能登半島豪雨」が再び能登半島を襲うなど、多くの自然災害、気象災害が相次いだ年となりました。

川辺町においても7月に発生した豪雨により、倒木や土砂の流出などの被害を受けました。このように、いつ起きてもおかしくない災害に備えるために今後も地震のみならず、異常気象による大型台風や近年頻発しているゲリラ豪雨など予測困難な災害に備え、平時より防災意識の向上を図るとともに引き続き町民の皆様や地域、関係機関との連携の強化に努めて参ります。

さて、今年も川辺町ではさまざまなイベントが催されました。6月の「かわべ清流レガッタ」を皮切りに、7月には「第44回全日本中学選手権競漕大会」、8月には「川辺おどり・花火大会」、10月には「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」を開催いたしました。町内外から多くの皆さまにご来町いただき、どのイベントも皆さまの熱気と歓声、たくさんの笑顔に包まれました。

次に国内の経済状況についてです。

政府が先月26日に発表した、月例経済報告によりますと、景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している、としております。また、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇やアメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります、としております。

こうした中、政府は物価高への対応などを盛り込んだ総合経済対策を閣議決定し、低所得世帯への給付や光熱費等への助成とともに、新しい地方経済と生活環境への交付金を盛り込むほか、今後の取組みの中で、いわゆる「103万円の壁」について、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げを明記してしております。この取組みは、人手不足が社会的な課題となる中、「働き控え」の解消などにつながる一方で、地方自治体にとりましては、住民の身近な行政サービスの基盤となる、地方財源に直接関わる重要な事柄であります。仮に、非課税枠を現行の年収103万円から178万円に引き上げたとした場合には、地方自治体の基幹税であります住民税について、約4兆円もの減収が見込まれると試算されております。また、所得税もその33.1パーセントが地方交付税の原資となっており、地方交付税においても、1兆円強の甚大な影響が見込まれ、住民に身近な社会福祉や子ども子育て支援、学校教育やごみ処理など、多岐に亘る行政サービスの提供に重大な支障をきたすおそれがあり、多くの自治体から強い懸念の声が上がっております。こうした情勢を受け全国町村長会では、「年収の壁」見直しによる税収減で町村の財政悪化が懸念される場合は、穴埋めなどの対応を国に求める考えを示し、当町といたしましても、特に、今後の動きに注意を払ってまいります。

現在、川辺町におきましては、来年度予算の編成に向け、本年度のこれまでの事業の評価、検討に加え、衆議院総選挙後の、国、県等の政策動向を把握するなど、所要の準備を進めており、持続可能なまちづくりに向け、最小の経費で最大の効果を生み出すことができますよう、引き続き情報の収集に努めてまいります。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、承認案件1件、条例案件3件、予算案件5件、その他案件1件の計10案件でございます。どうか慎重にご審議賜り、格別の

ご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（櫻井芳男君） 本会議の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号3番 奥田哲也君及び4番 櫻井真茂君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月28日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から13日までの10日間をしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間に決定しました。

それでは、議案等の審査については、第4回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくお祈りいたします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり、「令和6年9月24日川監第17号」、「令和6年10月21日川監第19号」、「令和6年11月21日川監第22号」の例月出納検査の結果報告と、「令和6年11月22日川監第24号」の定期監査の結果報告と、令和6年11月22日川監第25号」の財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので適宜閲覧してください。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、お手元の資料のとおり「令和6年11月11日川教第275号」の令和5年度川辺町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。

次に、本日まで受理した請願が1件ありましたので、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配布の請願文書表のとおり総務委員会に付託しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第11号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算（専決第2号）》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 承認第11号について説明した。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより承認第11号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認すること御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、承認第11号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第39号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤 光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第39号について説明した。

◎議長(櫻井芳男君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第39号につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

日程第7 議案第41号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第8 議案第42号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

この3件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤 光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第40号から議案第42号まで、一括して説明した。

◎議長(櫻井芳男君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第40号から議案第42号の3件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第42号までの3件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第43号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」

日程第10 議案第44号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第11 議案第45号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第12 議案第46号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」

日程第13 議案第47号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)」

この5件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤 光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第44号から議案第47号まで、一括して説明した。

◎議長(櫻井芳男君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第43号から議案第47号の5件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第47号までの3件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号1番 井戸 三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 議長より許可をいただきましたので、発議第2号についてご説明いたします。

発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川辺町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。令和6年12月4日。提出者 川辺町議会議員 井戸三兼。賛成者 川辺町議会議員 平岡正男様。

それでは、議案の趣旨について説明をいたします。

第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」は、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から議会に係る手続きは一括してオンラインによることを可能とすべきであると提言され、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部改正がありました。これを受け、本改正は、オンラインに係る部分の改正と、併せて現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直しを行うものです。

それでは、それぞれの条項の改正について、簡単に説明します。

第8条の改正 本条は、議会の会議時間とその変更の取扱いについて規定するものです。これまで、開議時刻前に会議時間を変更することは議長の権限として可能と解釈しましたが、ただし書に議員からの異議があった場合についての規定があり、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて規定上から読み取りにくいという課題があったことから、第2項を改正し、第3項を新設するものです。

第2項は、会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更することができることを規定し、ただし書は議員2人以上から異議があった場合の規定となります。

第3項は、会議中でない時間は、会議への宣告ができないため会議中以外の場合を規定するものとなります。

第31条の改正 本条は、議会の選挙における開票及び投票の効力について規定するものです。

第4項を新たに加えるもので、議会で行う選挙の投票の効力に異議があったときの規定は、地方自治法第118条に定められているが、規定による決定の文書による交付について電子情報処理組織を使用する方法により行う場合、議会が別に定める必要があることから、本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める旨を新たに加えるものです。

第85条の改正 本条は、投票による表決を行う場合の選挙規定の準用について規定するものです。この改正は、先の第31条の改正に関連するもので、第31条第4項、投票の表決を行う場合には選挙規定の準用がないため、第1項から第3項までとするものです。

第101条の2の新設 本条は、議員の資格決定後の通知について規定するものです。資格決定後の通知について電子情報処理組織を使用する方法により行う場合、地方自治法施行規則第12条の2の7第2号に掲げる議会等が定めるところによる届出による必要があるが、会議規則に該当する規定がないため、第101条の2として新たに設けるものです。

第103条の改正 この条の改正は、社会情勢に照らし合わせた改正になります。本条は、議場に入る者(議会事務局の職員及び説明員も含む)の服装、携帯品の禁止についての改正で、「外とう、襟巻、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、「つえ、写真機及び録音機」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものとなります。

第127条の2と3の新設 会議規則中に規定される文書等(有体物)のデジタル化、オンライン化については、通則的な規定として、この新設条項で対応するものとなります。

第127条の2第1項は、議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち会議規則の規定において文書により行うことが規定されているものは、議長が定めるオンラインを使用する方法により行うことができることを定めたものです。

第2項は、議会又は議長若しくは委員長が行う通知についてのオンライン化を定めたものです。

第3項は、オンラインにより行われた通知について、会議規則の規定によるものとみなすことを定めるものです。

第4項は、オンライン通知の到達時期について定めるものです。

第5項は、会議規則の規定において署名、連署、記名押印することが規定されているものを、オンラインで行う場合、会議規則の規定にかかわらず、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができることを定めたものです。

第6項は、オンライン通知をするものの、対面による本人確認、原本確認が必要があるなど、こうした取り扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り部分的なオンラインを求めることを定めたものです。

第127条の3の新設 第127条の3は、文書等を電磁的記録により作成し、又は保存することについて規定するものです。

第2項は、電磁的記録により作成等についても本来の文書等により行われたものとみなして、会議規則の規定を適用することを定めたものです。

以上提案説明といたします。

◎議長(櫻井芳男君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから発議第2号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第3号「川辺町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号1番 井戸 三兼君。

◎1番（井戸三兼君） 議長より許可をいただきましたので、発議第3号についてご説明いたします。

発議第3号「川辺町議会委員会条例の一部を改正する条例」の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川辺町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。令和6年12月4日。提出者 川辺町議会議員 井戸 三兼。賛成者 川辺町議会議員 平岡 正男様。それでは、議案の趣旨について説明をいたします。

先ほど改正しました「川辺町議会会議規則」と同じく、オンラインに係る部分の改正と現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直しに加え、委員の選任に関する規定の見直しを行うものです。

それでは、それぞれの条項の改正について、簡単に説明します。

第5条の改正 本条は、特別委員会の設置について規定するものです。

第2項の「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理し、第3項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を新設するものである。これは、特別委員の選任について規定した第7条第3項中「議会において選任し」が同条第4項中「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることから、「議会において選任し」を削り、本条第3項に移動させるものです。

第7条の改正 本条は、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するものです。今回の改正は、旧第7条の規定から第2項を削除し、第3項の特別委員の在任期間に関する規定中「議会において選任し」を削り、第5条第3項に移動させ、第1項を第2項とし、第4項を第1項とし、第3項に常任委員、議会運営委員の任期満了による後任者の選任を任期満了前30日以内に行うことができるという規定を新設するものです。選任時期の明確化と重複している文言の整理となります。

第13条の削除 第13条の委員の辞任についての規定を第12条の第2項に移行し、第13条を削除。以後各条1条ずつ繰り上げる。

第13条の2の新設 本条は、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例について規定するものです。オンラインで開会できる場合の特例は、大規模災害や感染症のまん延、育児介護等やむを得ない事由により参集することが困難な場合となります。

第2項は、オンラインによる方法によって出席を希望する委員はあらかじめ委員長の許可を得ることを定めるものです。委員会の円滑な運営を図る観点から、委員が参集できないためオンラインの方法により出席することを申請、これに対する委員長の許可という形で明確化するためのものとなります。オンラインにより出席する要件を確認したうえで、事務局を通じて、ID、パスワード、URLなどを連絡し許可をすることとなります。

第3項は、オンラインの方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めることを定めています。

第18条の新設 本条は、委員会の秘密会開会について規定するものです。委員会をオンラインによる方法によって開会する場合は秘密会については対象外とすることを加えるものです。

第22条の改正 本条は、公述人の申し出について規定するものです。第22条、公述人が「文書」によりあらかじめ理由及び賛否について委員会に申し出なければならないことが規定されているが、文書とあるので第2項に、委員長が定める電子情報処理組織とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。」とオンラインによる方法を可能とする規定を加えるものとなります。なお、「委員長が定める電子情報処理組織」については、委員長用のネットワークに接続されたパソコンを準備しなければならないわけではなく、例えば、委員会において案件に対する賛否の申し出を電子メールで行うことも可とした場合、委員長が定める電子情報処理組織であるので、議会事務局のパソコンの指定したメールアドレスに電子メールで送信することとして差し支えないこととなっております。

第26条の改正 本条は代理人又は文書による意見の陳述について規定するものである。公述人は「文書」で意見を提示することはできないと規定されているが、ただし書きで委員会が許可した場合は可能とされており、オンラインによる方法で行う場合の手当が必要となるため、「文書」の次に「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を加えるものである。また、「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を本文に加えることにより、みだし中「文書」を「文書等」に改正します。

第27条の改正 本条は、委員会の会議の記録について規定するものである。「委員会の記録」及び「署名又は記名押印」については、デジタル化した場合の手当が必要となるので第3項として、「第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、「同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。」との規定を加えるものとなります

以上提案説明とします。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「川辺町議会委員会条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、12月5日から12月12日までの8日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、12月5日から12月12日までの8日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回は12月13日金曜日、午前9時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

(閉会 午前 9時53分)

令和6年川辺町議会第4回定例会

令和6年12月13日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 (議案第39号) 町道の路線廃止及び認定について
- 日程第 3 (議案第40号) 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 (議案第41号) 川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 (議案第42号) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 (議案第43号) 令和6年度川辺町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 (議案第44号) 令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 (議案第45号) 令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 (議案第46号) 令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 (議案第47号) 令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 (請願第 1号) 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書

議事日程(第2号の追加1)

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員(9名)

議長 櫻井 芳男	副議長 市原 敬夫	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	4 番 桜井 真茂
5 番 佐伯 雄幸	8 番 石原 利春	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	横田 博生	住民課長	林 正和
健康福祉課長	井戸 陽子	産業環境課長	井戸 績
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者 議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(櫻井芳男君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

初めに、注意事項を申し上げます。空気が乾燥する季節となりインフルエンザの感染者数が増えている状況であります。マスク着用については個々の判断といたしますが、自席で発言される場合は飛沫を防止するために、着座にて行ってください。また、議場内換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一问一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。それでは一般質問を始めます。議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番(井戸三兼君) 昭和16年12月8日、太平洋戦争が始まった日です。8時のラジオ放送で、「本日未明、米英海軍と戦闘状態に。」という放送がありまして、昭和20年の8月6日に広島で原爆を落とされ、8月9日に長崎で原爆を投下されました。79年前のことですが、一般質問を始める前に、日本の被団協が、ノーベル平和賞を授与されたこと、本当に御苦労様でございました。また、誠にめでたうございますと申し上げて質問に移らせていただきます。

質問は、川辺町の小学校の統廃合についてでございます。町長、教育長にお尋ねをいたします。

川辺町は、小中一貫教育を一つの校舎で一体的に進める『義務教育学校』の建設に向けて検討が進められています。1年前に質問しましたが、再度提案質問を致します。

小学校の統廃合が取り上げられてから今までに、費用はいくらかかっているのでしょうか。

今後、建設着工に至るまでに予想される歳出には、どのようなものがあり、費用はどの程度かかるのでしょうか。

3番目としまして、建設費はどの位かかるのでしょうか。また、開校に至るまでの費用及び建設後のバス通学費用等年間どの位増加し、閉校に伴ってどの位の費用が削減できるのでしょうか。また、歳入において、学校数が減ると、地方交付税は大きく減額になると思いますが、先ほどの閉校に伴う費用の削減と比較してどのようになりますか。

4番目。人件費の増大、これは、職員の人件費ばかりでなく、建設に係る人件費の増大も含めますが、駅西開発に伴うインフラ整備、上水道の耐震化整備、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の逼迫など歳出が膨らむ状況が続きますが、建設基金の積立がどの位できるのでしょうか。

5番目としまして、昨年は、3小学校を西小学校に統合して『1小学校・1中学校』とし、中学校の建て替え時期に義務教育学校とする案を提案しました。これに対する回答の中では、「西小学校において統合したクラスの配置などが可能かどうかの検証が必要」とのことでしたが、どのような結果になりましたか。前回は西小学校で提案しましたが、建築年度からすると東小学校が1番新しいので、現実的には東小学校で統合することが経済的だと考えています。建設までの猶予ができた期間の中で、廃校となった2小学校の売却等を検討しながら基金を積み立てていけば良く、町としても無理のない財政運営の中で、最小限の費用で学校統合ができると思います。いかがでしょうか。

以上の点について回答を求めます。

◎議長（櫻井芳男君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） それでは、井戸議員からご質問のありました「小学校統廃合について」お答えいたします。

小学校の再編・統合につきましては、昨年10月27日に開催されました総合教育会議、町長部局と教育委員会部局の協議・調整の会議ですけれども、その場におきまして、現在についての共通理解をしたうえで、現在の中学校敷地内に、統合した小学校を建設するとともに、義務教育学校を目指して進めていく計画で合意したというところでございます。

その後、総合教育会議の結果と、これまでの説明会でのご意見やご要望、諸課題等を踏まえ、この計画で、義務教育学校として開校することが可能であるかどうか。また、その概算事業費を算出し、財政的な面での検証も進めております。詳細はまだまだ不確定要素が多く、更に精査していかなければいけませんけれども、概ね現計画で実施したいと考えております。

さて、井戸議員からは、5つのご質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

まず1つ目の「小学校の統廃合に関して、これまでにかけた費用について」でございます。これまでの費用につきましては、再編計画の策定や調査業務等の委託料が主なものとなっております。総額で1千9百万円程でございます。なお、ここでお示した費用につきましては、今年度支出予定の、用地補償調査業務も含まれております。

次に2つ目の「建設着工までに予想される歳出について」でございます。建設着工までには、基本設計や実施設計、地質調査や電波障害調査、用地取得や補償費などの費用が想定されます。これらの概算総額は4億9千万円程と見込んでおりますが、今後の計画推進に伴い、さらに精査をしながら算定を行って参ります。

次に3つ目の「学校建設費と関連する費用について」でございます。現計画での義務教育学校の総建設費用は、概算、こちらは非常に粗い試算でございますけれども、約50億円と見込んでおります。この50億円の中には、新校舎の建設に加え、第2体育館の増設、中学校既存校舎の改修、体育館の空調設備、既存プールの解体、グラウンドの再整備、再配置と外構工事、放課後児童クラブの建設などが含まれております。ただし、今後の建設資材の物価の上昇や人件費等の上昇による増額、また、現計画の精査と工夫による減額などにより、建設費が増減する可能性は十分でございます。

次に、開校に至るまでに必要な費用や、スクールバス等にかかる経費につきましては、今後、バスの運行方法や経路、その他必要な経費を、開設準備委員会でのご審議を経て検

証し、試算していくこととなります。そのため、今、具体的な金額をお示しすることはできませんが、相当な費用が発生することが見込まれます。

一方、閉校に伴う小学校の維持管理費や学校支援員等、いわゆる町費の削減額は、令和5年度決算額を参考に試算いたしますと、約3千8百万円程度と見込まれます。

また、地方交付税は、その基準財政需要額において、学校数・学級数・児童数によって算定されます。統合に伴う小学校2校分とクラスの減少に伴い、令和6年度の交付税の算定ベースで約3千万円減少すると見込まれます。

これらの収支を比較いたしますと、想定していない経費もあろうかと思っておりますので、一概には申し上げられませんが、経常経費の大幅な削減は見込めないものと考えております。

次に4つ目の「建設基金の積立てについて」でございます。小学校建設基金につきましては、令和5年度末で、約11億円の積立額となっております。引き続き、厳しい財政運営になろうかと思っておりますが、建設に向けて基金の積立てを行っていく予定でございます。なお、当初予算における令和6年度積立金の予算額は5千万円程となっております。毎年の積立額を同程度と想定した場合には、建設開始予定の令和9年度には、12億5千万円から13億円程度は確保できるものと考えております。

最後に「(5) 統合案の検証について」でございます。以前、ご提案のありました西小学校統合案の検証結果は、施設面でのクラス編成に課題が確認されました。具体的には、開校時点での見込み児童数から算出したクラス数が、現在の西小学校の教室数を上回るため教室数の不足が生じることとなります。さらに、東小学校統合案につきましては、西小学校よりもさらに教室数が少ないため、同様の問題が発生いたします。以上のように、議員ご提案の統合案について検証した結果、いずれにおきましても、物理的に厳しい状況であると考えます。

冒頭で申し上げましたとおり、昨年の総合教育会議での合意に基づいた義務教育学校実現のために、現計画を進めているところではございますが、議員のご提案・ご指摘の中にもありまして、将来の財政運営にも最大限意を払い、最小限の費用で学校統合、義務教育学校の実現をすることが肝要であると認識しております。今後もこれらを踏まえ、さらに計画を精査し、川辺町のより良い教育環境を目指して参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎1番(井戸三兼君) 議長、再質問をお願いします。

◎議長(櫻井芳男君) それを許します。

◎1番(井戸三兼君) 令和6年、今年の11月1日の行政連絡会議。小学校統廃合、統廃合事業財源内容等々、財源内訳等で、事業費49億1千万円と示されましたが、このとき第2体育館についてはですね、今の中学校の体育館の2階を改造するということだったんですが、今の答弁の中では、第2体育館を作るということですが、どこにどんなふうにするのかお聞かせ願いたいと思います。

また、交付税措置できる事業費9億円と、一般単純事業債15億円の合計24億円と、利息が、小学校統廃合設備後に必要となってきますが、その後、毎年2億円分の事業費を削減しなきゃならないじゃないかなど。他の事業をですね、削減しなきゃならないと思うんですが、それについてはどのように考えられていられるのかお尋ねします。

◎教育長(白村茂君) 議長。

◎議長（櫻井芳男君） 教育長 白村茂君。

◎教育長（白村茂君） それではお答えしたいと思います。

まず1点目の第2体育館。すみません。誤解があったら申し訳ないんですけども、第2体育館の増設と申しました。これは具体的には、今の中学校の体育館の武道場、柔剣道場ですね、あそこを改修して第2体育館として増設すると、ちょっと天井が低いもんですから、そこを天井嵩上げして、増設させていただきたい。それを、小さいながらも第2体育館という形で、セットしていきたいというふうに考えております。

2点目の交付税のお話。返済額のお話からすると、そうですね25億とか26億とかっていう借入が発生します。それに伴って、返済を、粗いシミュレーションを立てると、大体1億5千万円ぐらいは、返済にかかると思います。借入は25年償還で、うち、据え置きが3年なので、22年間で、利息含めてお返しすることになりますので、毎年1億5千万円ほどの公債費、町債の償還、返還が発生するということになります。

その1億5千万円のうちですね、交付税措置がある部分がございますので、およそ3千万から4千万を交付税措置があって、その分は、一定額、交付税で返ってきますので、実質的には、1億1千とか、それぐらいの実質的な償還、いわゆる一般財源の増加が見込まれることになろうかと思えますけれども、これまでも、小学校建設基金に8年か9年かけて11億積んで参りました。平均すると、1億円を超える金額で積んで参りましたので、そこは、これまでのように、建設基金を積むのか、償還に充てるのかっていうところの差し引きになろうかと思えますので、その財源につきましては、建設基金を今まで積んできたような、財政的な捻出によりまして、償還に充てればというふうには思っております。以上です。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（櫻井芳男君） はい。それを許可します。

◎1番（井戸三兼君） 町長に対して再質問を行いたいと思います。

先ほどの答弁の中で、建設準備に5億9千万円の経費がかかり、今後建設にあたり、50億円ほどかかるとの回答がありました。この計画が議会で最初に説明されたときは、建設にかかる費用は33億円程度とのことでした。我々が聞いたときにはですね、この33億円程度と。

山楠の下に作るということだと、50億から60億円かかると言われましたので、それは財政規模からいって無理だから、この33億円の方の、中学校のところに建てるというふうに考えまして、すべてを新しくする案ですね。山楠の下に作るという案は断念したと。私自身は断念したという記憶がございます。

今後建設に当たり50億かかるということですので、先日の実施計画を進める中ではですね、令和7年から9年度の3年間で、基本設計、用地関係、建設と合わせて54億円ほど必要だということで、以前と比べて、21億から2億（22億）の費用が増えておるわけです。33億円ベースのときの説明でも、学校建設基金に加え、町のいざというときの貯金にあたる“財政調整基金”を投入し、さらに借金をして事業の実施にあたるということで、借金の返済などから、財政の硬直化は避けられないとの説明があったと記憶しております。

そこから22億円が上積みされ、現在は人件費も材料費も高騰しており、建設に取りかかる頃には、さらに費用が増えることが予想されます。川辺町の子供のために、学ぶ環境の整備は大切ですが、予算総額50億円ほどの川辺町の予算で、年間のこの予算総額を超えるような事業の実施は、他の事業に大きな影響を与えることとなります。

一般家庭でも、家を建てる時、車を買うといったときには、それぞれの家計の中でやっていけるラインを決めて、家や車を買うと思います。川辺町でも同じことだと思います。今後、事業費の高騰も考慮し、川辺町としては、福祉や建設事業など、他の事業に係る経費を加味し、やっていける上限ラインの額はどのぐらいを想定しておりますか。最優先されるのは、川辺町の子供が、安全な場所で教育が受けられる環境だと思います。現在の学校に危険性があるのでしょうか。

先ほどの回答の中で、部屋の数が足りないとの回答でしたが、校庭に簡易な校舎を建て、延命させるということも可能だと考えております。事業額によっては、計画の大幅な変更、建設時期の変更、場合によっては計画の中止という判断も必要となると考えております。そういったことも想定して、事業を進めておられるのか。

先ほどの回答についての再質問として、川辺町において、学校にかけることができる金額的な上限ラインは、いくらを想定しているのか。と、事業額によっては、事業の変更、計画の大幅な変更や、計画の中止なども想定にあるのか。

この2点について、町の運営という観点から、町長に回答を求めます。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お答えいたします。

物価高ということで、当初33億から50億と大幅に計画金額が上がっております。これについては、致し方ない部分があるかと思っております。大体、今現在、1年の総予算が56億ぐらいで推移しておりますので、そのほぼ1年分を小学校にかけるということになりますけれども、今、役場庁内の課長会議が主ですけれども、職員の間で、まず最優先で義務教育学校作るんだという合意ができております。こちらサイドですね。

それで、この計画そのものは、2020、東京オリンピックの年に作ろうという号令ですね。もう要するに、今は2030を予定しておるんですけど、10年延ばしたんですね。なぜかという、2019年に、中国の武漢でコロナウイルスが発生して、翌2020年、いわゆる東京オリンピックの年、我々が最初目標にした年は、コロナで、大勢の6千人ぐらいの方々が亡くなったし、それから学校もお休みになったし、というようなことで、とてもとても小学校を建設云々ではなかったわけです。で、今、皆さんに何回も申し上げておりますけれども、あと、2030ですから、6年後ですね。6年後の4月に開校するんだと。他の事業は割りを食います。当然、56億の予算ですから、1年間のね。ですから、例えば大きな事業で言いますと、駅西開発だとか、我々が目指しておる、防災、ハザードとかですね。様々なものについては、若干、実行が遅れると。あるいは、先延ばしになると。それも確保せよ。いうことを、部内では統一して、今、教育長筆頭にですね、一生懸命やっておるところでございます。

この計画自体は、実はもう10年以上前から協議が始まっております、委員会だとか、協議会です。それから2020年という数字が出てきたんですけども、今申し上げ

ましたように、10年また延ばしてですね、2030年にしたということで、私としては、この2030年にどうしても作るんだという気構えであります。

それから、これはちょっと直接には関係ないんですけども、先般、ある新聞で、川辺町は住みたい町、2年連続1位ということだったんですけど、これこそ教育の目的ではないかなというふうに思います。岐阜県で42市町村あって、その中で1番を取った、住みたいというご意見のアンケートが多かったということで、しかも2年連続でございます。「地域コミュニティーが豊かで、町に思い入れがある人が多い。」という新聞記者のコメントが出ておりましたけれども、私はやっぱり、町に愛着を感じ、そしてこの町を大切にしてくださるお子さんたちを育てていきたい。というように考えておまして、もちろん、健康で、命を守り、そして家族を守り、という、それから明日の川辺町を担う子供たちの教育っていうのは、最も大切なことの1つではないかなというふうに思っております。

ですから、いろいろお金の心配やら、建設の、これからさらに用地が広がるかどうかですね、様々な、スクールバスはどこまでするのかと、今現在4キロまでは徒歩ということになってるんだけど、そんなに歩かせていいものかどうかとかですね。

教育委員会でも、非常にハードな仕事をやっておまして、我々部局としても、町長部局としての、最大限のアシストをして、あと6年後に開校するんだ。ということで進んで参りたいと思います。

以上です。

◎1番（井戸三兼君） はい、議長。所見を述べて終わります。

◎議長（櫻井芳男君） ちょっとお待ちください。

町長、上限の回答がなかったようですので。

◎町長（佐藤光宏君） よろしいですか。

◎議長（櫻井芳男君） はい、どうぞ。

◎町長（佐藤光宏君） それについてはお答えできません。どこまで物価高で、今後、我々が予定しておるものはですね、どこまで上がるかというのはわかりませんが、50億で収まるという感じではないと。もっと上がってくる可能性があります。それだけのご承知いただきたいと思っておりますし、我々もどこまで見込んでいいのかっていうのを、今、慎重に計算しておるところでございますので、とりあえず、この間の、実施計画の説明会でご説明した筋書きに沿って、進めておるところでございます。

◎1番（井戸三兼君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（櫻井芳男君） はい、許します。

◎1番（井戸三兼君） ただいま町長から、並々ならぬ小学校統廃合の決意を述べていただきまして、まあ、他のことを削ってでもやるということであろうと思いますが、今までの町長のやり方からすると、あちらにも、駅西も開発したいと。ね。私の夢だということでおっしゃってまして、介護保険だとかね、そういったものも上がってくる。そういう状況の中で、これを何とかしてやりたいということなんです、八方美人的なことが、そういうふうには思っておりましたが、何かを削ってでもやるということですので、それはそれで結構だと思いますが、これ以上物価がですね、2割以上上がるようなことになると、ちょっとこう考えなきゃいけない時期も出てくるかと思っておりますので、私どもも、

すと、ちょっとこう考えなきゃいけない時期も出てくるかと思しますので、私どもも、今後の予算、予算組みがどうなるのかを、見守りながら検討していきたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

続きまして、議席番号5番、佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） はい、5番。

（傍聴席発言あり）

◎議長（櫻井芳男君） 傍聴人、控えてください。

◎5番（佐伯雄幸君） よろしいでしょうか。

◎議長（櫻井芳男君） はい。

◎5番（佐伯雄幸君） ただいま、議長より許可を得ましたので、質問に入る前に、2014年も、あと残りわずかでございます。2015年も。あ、ごめんなさい。

（「2024年」の声あり）

◎5番（佐伯雄幸君） すみません。ちょっと。

◎議長（櫻井芳男君） 質問の方を進めてください。

◎5番（佐伯雄幸君） はい。

ただ、新しい年を迎えるにつきまして、この1年間、川辺町、振り返ってみますと、いろんなことがありました。来年こそはいい年でありますように、心から願ひまして、質問の方に移らせていただきます。

私の質問は、特定健診のポイント事業についてでございますが、それに関連しての質問もありますので、よろしくお願ひいたします。

令和4年度から、各健診（検診）の受診率向上のため、川辺町健康づくりポイント事業を開始しておられます。この事業は、特定健診やがん検診などの受診、そして介護予防教室への参加により1回1ポイントを受け取ることができ、1年間に6ポイント貯めることで、翌年度の健診受診時に500円券としての利用ができるものです。しかしながら、割引を利用できるのは翌年度の健診の時であり、惜しくも4ポイントとか、5ポイントまでしか貯められなかった方は、割引を受けることができず、このポイントが無効となってしまいます。

そこで、健康に関する事業は、健康福祉課以外でも実施しているので、健康福祉課以外の課の事業とコラボすることでポイントを付与できるような仕組みがあってもよいのではないのでしょうか。ポイントカードに触れる機会を設け、制度の認知アップを図ることで、町民の健康に対する意識が向上し、受診率の向上、病気の予防につながるものと考えます。本制度の活用推進についての執行部の考えをお伺ひいたします。

また、それに関して先ほどは健康に関しての提案でしたが、ポイントを健康以外の町主催の事業に対しても実施し、町民が事業に参加する後押しをする制度としてみてはどうでしょうか。町発行の「にぎわい商品券」のプレゼントでも喜ばれると思いますし、他の自治体で行っている電子ポイントなども有効な手段だと考えております。この点についても執行部の考えをお伺ひします。

◎参事（井上健君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 参事、井上健君。

◎参事（井上健君） 佐伯議員からは、2点のご質問を頂いております。複数の課にまたがりますので、私の方から一括して答弁をさせていただきます。

それでは、1点目の健康ポイント事業の活用推進についてお答えをさせていただきます。

健康ポイント事業は、特定健診をはじめとする各種健診の受診率向上の対策の一貫として開始をしております。1年間に6ポイントを貯め、貯めたポイントを翌年度500円券として利用できるインセンティブ事業です。ポイントを貯められる事業は、特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診、健康教育、健康相談、介護予防教室等でございます。後ほど詳しく説明をさせていただきます。

さて、この事業を開始した経緯でございますが、過去には、健診項目に応じて町指定ゴミ袋やマスク、除菌シートを配布し、受診率向上を目指しましたが、依然として低迷をしておりましたので、年度をまたいでポイントを活用する事業に切り替えることで継続した受診行動につながり、結果として受診率の向上と健康づくりに寄与できるものとして考えました。令和4年度を初年度といたしまして、令和4年度にポイントを貯めた222名のうち令和5年度の健診時には155名が利用し、利用率69.8%となっております。

先ほども申し上げましたとおり、この事業の目的は健診（検診）の受診率向上です。ポイントを貯めるためには、町の健診を受けていただくことが必須条件となっており、それに加え、健診以外でもポイントを確認できるよう、保健センターや地域包括支援センターが開催する健康づくりの教室や介護予防事業に参加していただく、自ら目標を決めて1か月健康づくりに取り組み、健康チャレンジシートを提出いただくことなどが条件となっております。しかしながら、6ポイントに届かず、貯めたポイントが無効になってしまう方という方もいらっしゃいます。現在、ポイントを獲得するためには健康福祉課が関与している事業に参加しなければ、ポイントを貯めることができません。そこで、できるだけ多くの方に1年間に6ポイントを貯めていただき、次の健診（検診）受診の自己負担の一部として活用していただくことができるよう、令和7年度の計画では、各種団体へ出張健康教育を積極的に行い、容易にポイントを貯めることができるよう、住民の皆様に参加いただける事業の拡大を進めてまいります。また、特定健康検査や長寿健康診査の主管である住民課と連携・協力し、健康管理の重要性について周知していきたいと考えております。

さらに、健康福祉課以外に健康づくりに関連する取り組みを実施する課があれば、協力体制を構築し、対象事業の拡大を進めながら、健康ポイント事業の認知度を高めてまいります。

今後も受診率向上など有効な方策・施策を検討、推進することによりまして、住民の方の健康に対する意識の高揚を図り、住民の皆さまの健康づくりを進め医療費の削減を図って参りたいと考えております。

続きまして2点目のご質問でございます。議員仰せのとおり、川辺町全体を盛り上げる方法として、自治会活動や各種団体が開催する事業、また、町が主催するイベント等に参加することで、ポイントが獲得できるような取り組みを行い、インセンティブとして「にぎわい商品券」を活用することも可能だと考えます。

「川辺町にぎわい商品券」につきましては、町内における消費喚起を下支えし、町内事業者の活性化及び地域振興を図ることを目的に令和4年度から発行をしております。本年11月末までに、表彰の記念品や委員の報酬など各分野で4,224枚、金額にして2,

1 1 2千円分が活用されております。また、町内で利用できる店舗や事業所などは約140店舗ほどございまして、十分活用できるものであると考えております。

ただし、実施にあたっては、予算も伴うことから各課において実施している事業等の趣旨・目的を確認し、活用可能かどうかの検証と合わせまして、各種団体が実施する活動などでの利用可能かの検討も含め、内部調整を図る必要がございます。町民が利用しやすく、また町も把握、管理しやすい方法を検討していく必要がございます。

また、電子ポイントにつきましては、そのシステムの設計・構築等の経費を鑑みても、特に本町のような規模の小さな自治体では費用対効果が表れにくいものと考えますので、当面はポイントとの交換を検討していけたらというふうに考えております。

最後になりますが、ポイント事業をきっかけに町の活性化や住民参加の視点に立ち、利用しやすいサービスのあり方を考えてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎5番（佐伯雄幸君） 再質問の件は、関連事業の町全体のポイントについてでございますが、確かに言われる通り、予算が伴ってきますし、検証を調整も図っていかなくてはならないと思っています。が、これは町の活性化には、僕は必要不可欠な取り組みだと思っております。

そこで、先ほど、自治会の活動や各種団体の活動にも、ポイントを取得できる仕組みも可能になっていくんじゃないかということをおっしゃいました。

そこで、一度、ポイント事業のための協議会を立ち上げていったらどうかと思います。なぜなら、今、自治会活動や団体活動などから、離れていかれる方もおられる中で、どう取り組んでいったらいいのか。どんなポイント作りをしていけばいいのか。

それによって、自治会活動や各種団体活動のあり方を理解していただいて、より良い町作りができたらいと考えています。

執行部として、この事業を起こすとしたら、仮の名前ですが「ポイント事業協議会」。まあこれ仮ですよ。仮の名前ですけども、協議会を立ち上げたらどうかと思いますし、その点について、執行部のお考えを、ちょっとお伺いいたします。

◎参事（井上健君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 参事、井上健君。

◎参事（井上健君） 今、佐伯議員からご提案をいただきました。そのことに関して、全く否定はするものではございませんけれども、一度、内部ですとね、そういったことが可能かどうか、そういったことも含めて検討させていただき、どういったことを、どういう方向でやればいいのかということも踏まえて、これから検討して参りたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎5番（佐伯雄幸君） 病気はやはり、早期発見、早期治療です。

そこで、健康ポイント事業を理解していただいて、健康であるまちづくりをして、まちづくりを推進していただきたいと思います。

そして2点目のことですが、町全体のポイント事業につきましては、皆さんと、いいまちづくりをしていくためにも、ぜひ、そういう協議会などを作っていただきますことを願ひまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

◎議長（櫻井芳男君） 以上ですべての一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。こちらの時計で、10時5分まで休憩といたします。

（休憩 午前 9：47）

（再開 午前10：05）

◎議長（櫻井芳男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第2 議案第39号「町道の路線廃止及び認定について」から、日程第10 議案第47号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの9議案と、日程第11 請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました9議案及び請願1件につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。

◎4番（櫻井真茂君） 議長。

◎議長（櫻井芳男君） 総務委員会委員長 櫻井真茂君。

◎4番（櫻井真茂君） 議長より、報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第39号から議案第47号までと、請願第1号の審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第39号「町道の路線廃止及び認定について」、議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第41号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第42号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第43号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」、議案第44号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第45号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第46号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第47号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」、請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」。

付託された議案第39号から議案第47号までの9議案と、請願第1号につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び採択すべきものと決定いたしました。

審査経過については、付託された10件につき、12月4日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ21件余りの質疑に対する応答等を行いました。

12月5日に討論・採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で原案のとおり可決及び採択すべきものと決定した次第です。

以上で、総務委員会の審査報告を終わります

◎議長（櫻井芳男君） 御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題といたします。

議案第39号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「町道の路線廃止及び認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」についてを議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

（傍聴席発言あり）

◎議長（櫻井芳男君） 傍聴人は、お静かにお願いします。

本定例会開催中に議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。資料お配りしますので、しばらくお待ちください。

（資料配布）

◎議長（櫻井芳男君） 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出者の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。

◎議長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（櫻井芳男君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 閉会にあたり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは、上程いたしましたすべての案件について、可決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、本日の前半の一般質問についても、真摯な協議をいただきまして誠にありがとうございました。

今年は振り返ってみますと、1月1日元旦に、マグニチュード7.6を記録し、災害関連死を含め400人を超える多くの犠牲者や、全壊家屋約6千500棟の被害をもたらした能登半島地震に始まり、8月には宮崎県日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、これに伴い、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合などに発令される「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が、初めて発表されました。

またこの夏は、世界規模で、観測史上最高を更新する猛暑に見舞われ、国内でも各地で、年間猛暑日日数が過去最高を記録しました。

さらに9月には、能登半島豪雨が再び能登半島を襲うなど、多くの自然災害、気象災害が相次いだ年となりました。

川辺町においても、7月に発生した豪雨により倒木や土砂の流出などの被害を受けました。

このように、いつ起きてもおかしくない災害に備えるために、今後も、地震のみならず、異常気象による大型台風や、近年頻発しているゲリラ豪雨など、予測困難な災害に備え、平時より防災意識の向上を図るとともに、引き続き、町民の皆様や地域、関係機関との連携の強化に努めて参ります。

さて今年も川辺町では様々なイベントが催されました。

6月のかわべ清流レガッタを皮切りに、7月には、第44回全日本中学選手権競漕大会。8月には、川辺おどり花火大会。10月には、KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTOを開催いたしました。

町内外から多くの皆様にご来庁いただき、どのイベントも皆様の熱気と歓声、たくさんの笑顔に包まれました。

今年もいよいよあと2週間あまり、年の瀬が押し詰まって、大変慌ただしい時期となって参りました。

明日ですね、12月の14日土曜日には、交安協の方から交通法令講習会。これは中央公民館で開催されます。

それから明後日、12月15日日曜日には、防災訓練と防災フェア。通常は9月1日に行うんですが、これを明後日に延期をいたしまして、はしご車や起震車の体験、あるいは煙の立ち込める部屋をどうやって逃げるかという体験。それから、防災講演会。様々な催しを中央公民館で企画しておりまして、是非とも皆様にもお越しいただきたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、年の瀬が迫って参りました。どうか皆様、お元気にお過ごしいただき、来年も議会活動に、力を注いでいただきたいと存じます。大変長い挨拶となっ

てしまいましたが、これにてお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます
ました。

◎議長（櫻井芳男君） これをもちまして、令和6年第4回定例会を閉会といたします。
（閉会 午前10時30分）